

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 5 年 1 0 月 2 日付けの生活保護変更通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、請求人に対して住宅扶助費 6 9, 8 0 0 円が支給されるべきである旨主張する。

- 1 引っ越せる物件がないこと、医師が転居は不可能と判断していること

再審査裁決によれば、処分庁はその区域内に限度額（5 3, 7 0 0 円）以内の物件が 3 5 7 件存在すると厚生労働省に回答したとあるが、実際に「生活保護は可能ですか？」と聞けば、大家さんや管理会社の意向で断られてしまうのが現実である。3 5 7 件問い合せても 3 5 7 件全て生活保護を理由に断られてしまうのが現実であり、処分庁の回答は大嘘である。

また、2 名の医師が請求人の転居は不可能と判断している。

- 2 請求人は特別基準額の支給要件に該当すること

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（厚生省社会局保護課長通知）による特別基準額の支給要件は、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」とされているところ、請求人は、現在のアパートに 3 8 年住んでいて、年齢的に新

しい物件は審査が通らないこと、住み慣れた環境が治療の一助になっていること、2名の医師が請求人の転居は不可能と証明していること、障害者手帳2級を持っていること等から、同支給要件に該当する。

3 更新料が毎回出ていること

再審査裁決の後も、処分庁は本件居宅について4回とも更新料を出している。「更新料を払う＝向こう2年住んでよい」と処分庁が認めており、住宅扶助が69,800円出ないのはおかしい。

4 憲法違反であること

請求人は生活扶助から家賃の不足分を持ち出しており、生活扶助のお金を生活に使えない。これは憲法25条に違反している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 8月 27日	諮問
令和 6年 9月 17日	請求人から主張書面を収受
令和 6年 10月 23日	審議（第93回第2部会）
令和 6年 11月 22日	審議（第94回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性と保護基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測

定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 冬季加算

冬季加算については、保護基準の別表第 1 の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇市内に居住する 1 人世帯の場合、11 月から 3 月までの期間において、1 月当たり 2,630 円の冬季加算額を計上することとされている（別表第 1・第 1 章・1・(1)・ア「1 級地」・(ア)「1 級地－1」・第 2 類・VI 区（東京都は、同・(2)・イにより、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「VI 区」の区分とされる。））。

(3) 住宅扶助の基準額・限度額・特別基準額

ア 保護基準は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1 級地（請求人の居住する〇〇市は、これに該当する。）では月額 13,000 円以内とし（保護基準別表第 3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、限度額の範囲内の額とするとしている（同・2）。

イ 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日付社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）は、東京都における世帯人員が 1 人の場合の 1 級地の限度額は、月額 53,700 円としている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・4・(1)・オは、限度額によりがたい家賃等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、特別基準額の範囲内において、必要な額を認定して差しつかえないものとしており、限度額通知によれば、東京都における世帯人員が 1 人の場合の 1 級地の額は 69,800 円としている。

(4) 職権による保護の変更

法 25 条 2 項及び同項が準用する法 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(5) 各通知の位置付け

局長通知及び限度額通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件処分は、請求人が居住する〇〇市にあっては、冬季加算の期間が 11 月から 3 月までと保護基準で定められていることから（上記 1・(2)）、「冬季加算支給」を理由に生活保護費を 151,440 円（令和 5 年 10 月分の保護費 148,810 円に冬季加算額 2,630 円を加えた額）に変更する内容のものであり、上記 1 の法令等の定めに従ってなされたものと認められる。

なお、念のため、請求人に支給される保護費（同年 11 月分）について保護基準により確認すると、保護費は、請求人の年齢及び世帯員数によって定められる基準額 79,870 円（41 歳～59 歳、1 人世帯）に障害者加算 17,870 円及び住宅扶助 53,700 円を加えた 151,440 円となるが、当該金額は本件処分通知書記載の保護費と一致する。

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、請求人に対して住宅扶助費 69,800 円が支給されるべきである旨主張する。

しかし、本件審査請求は、本件処分を対象とするものであるところ、本件処分の内容は、令和 5 年 11 月以降の請求人の保護費に冬季加算額を計上した保護変更決定であり、住宅扶助費を変更したものではないから、当該住宅扶助費は本件審査請求における直接の審議の対象とはならない。また、同月時点において、処分庁が請求人の住宅扶助費を変更すべき特段の事情も認められない。

請求人の不服はつまるところ、原処分が住宅扶助費を減額したことに対する不服であると解されるが、本件審査請求は、原処分を対象とするものではないから、原処分の当否について審議することはできな

い。

したがって、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人より、令和6年9月17日に主張書面が提出されたため、審査会として慎重に検討したが、これまでの判断を覆すものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己